



(123)

高校生向け

年組

男性の育児取得17.9%

県内の事業所で働く男性の2020年の育児休業取得率は前年比5.1ポイント増の17.9%だったことが4日までに、県労働政策課がまとめた21年労働環境等調査で分かった。県が「とちぎ男女共同参画プラン」で設けている17%の目標値は超えたものの、取得者の6割が2週間未満と短期間で、規模の小さい企業ほど取得しにくい傾向がみられるなど課題もある。4月から段階的に「改正育児・介護休業法」が施行され男性の育児は取りやすくなるが、識者らは各企業による環境づくりを進める必要があると指摘している。

(飯田ちはる) 3面に関連記事

企業の環境づくり課題

調査は常用労働者10人以上の県内2千事業所を抽出し、21年9月30日時点の状況を尋ねた。育児に関する設問は20年(西暦または会計年度)の実績。861事業所が回答し、有効回答率は41.1%だった。

・0%、「学術研究、専門・技術サービス業」が50.0%と高かった。

育休の取得期間は、2週間未満が62.7%を占めた。2週間～1カ月未満は11.9%、1～3カ月未満13.4%、3～6カ月未満と6～12カ月未満はそれぞれ6.0%だった。12カ月以上は0.0%。その一方、女性は9割が半年以上で、男女差は大きい。

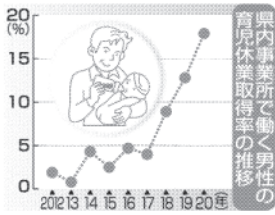
企業規模別に男性の取得率を見ると、300人以上が最も高く22.1%。次いで10～29人が14.0%、100～299人は13.1%、30～99人は12.2%だった。産業別では「不動産業、物品賃貸業」が100%

育休に関するリポートを多数執筆しているニッセイ基礎研究所(東京都)の久我尚子上席研究員は「中小企業で取得しにくいのは、人手不足で職場に余裕がないのが要因とみられる。法律に合わせて社内の細かい制度を整えるなど、丁寧に進めていくことが大切」と話している。

女性の社会進出や少子化対策の浸透などに伴い、本県での男性の育児休業取得率は年々上昇傾向にあり、19年に初めて10%を超えた。県は男女共同参画プラン(計画期間21～25年度)で、17%への引き上げを目標に設定。国は、25年に30%を目標に掲げている。

20年県内、前年比5.1ポイント増 6割が「2週間未満」

県まとめ



県内事業所で働く男性の育児休業取得率の推移

改正育児・介護休業法 今年4月から段階的に施行。企業にきまる出生時育児休業(産後パパ育休)が新設。来年4月以降は、従業員1千人以上の企業に育休などの取得状況を公表することが義務付けられる。

ズーム
は育児休業を取得しやすい雇用環境の整備や、子どもが生まれる労働者に育休を取得するかどうかの意向確認などが求められる。10

設問

【1】記事に照らして、県労働政策課がまとめた21年労働環境等調査結果について、正誤を○×で教えてください。

- ①男性の育児休業取得期間は全体で2週間未満が半数を占める
- ②育児休業の取得期間は、女性は半年以上が多いが、90%には満たない
- ③男性の育児休業期間は、2週間以上では日数が増えるごとにすべて割合は減少している
- ④12カ月以上育児休業を取得している男性はいない

【2】記事に照らして、企業規模別の男性の育児休業取得について、正誤を○×で教えてください。

- ①企業規模別の男性の育児休業取得率は、300人以上の企業の取得率が最も多い
- ②企業規模別の男性の育児休業取得率は、すべて企業規模に比例して増加している
- ③男性の育児休業取得率は「不動産業、物品賃貸業」が100%を達成している
- ④すべての業種で男性の育児休業取得率は50%を超えている

【3】記事に照らして、改正育児休業法について正誤を○×で教えてください。

- ①これまで介護に関する法律は施行されていたが、育児に関する法律は施行されていない
- ②この法律は2022年4月から全面的に施行される
- ③2022年4月から子どもの誕生から8週間以内に取得できる出生時育児休業(産後パパ育休)が新設された
- ④2022年10月から従業員1千人以上の企業に、育児休業などの取得を公表することが義務づけられる

【4】記事に照らして、中小企業で育児休業が取得しにくい要因は何か教えてください。

【5】本県の「とちぎ男女共同参画プラン」5期計画では、「施策の柱」・「施策の方向」でワーク・ライフ・バランスの推進のために下の(1)～(4)が示されました。男性の育児休業取得率や取得期間を改善するために(1)～(4)から一つ選んで、具体策を100字程度で自由に論じてください。

- (1) 多様なライフスタイルが選択できる環境の整備
 - (2) 子育て・介護に対する社会的支援の充実
 - (3) 男性の家事・子育て・介護等への参画の促進
 - (4) 経営者や管理職の意識向上のための取組の充実
- ※参考：栃木県ホームページから「とちぎ男女共同参画プラン5期計画」